「県と市町村とのあり方検討会」報告(抄)

平成 20 年 3 月 25 日

第4 検討状況

2 市町村、広域連合への権限移譲についての考え方

(1)地方自治法第2条第3項

市町村の役割 市町村は、基礎的な地方公共団体として、地域における事務を処理 する(市町村優先の原則)

県の役割 市町村を包括する広域の地方公共団体として

- ① 広域にわたるもの(広域事務)
- ② 市町村に関する連絡調整に関するもの(連絡調整事務)
- ③ 規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないもの(補完事務)

を処理する

(2) 権限移譲についての基本的な考え方

国による全国一律の画一的な行政から脱皮し、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が、自らの責任で主体的に施策を立案し、それぞれの地域の特色を活かした地域づくりと住民サービスの提供に、自らの責任において主体的に取り組むことが必要であり、県は、自立した市町村を支援し、地域のことは地域で解決することができるような仕組みを築いていく必要がある。

このため、市町村への権限移譲の他、市町村と県の連携の強化、現地機関の役割の強化、市町村と現地機関の関わりのあり方などの観点からも、市町村をはじめ広域連合等と十分に意見交換をしながら検討していく必要がある。

権限移譲を進めるに当たっては、市町村の希望はもちろんのこと、市町村の処理体制や方針などを踏まえ、移譲する権限の内容を十分に精査して、個々の事務についてどのような形で移譲するのがよいのか、市町村の意見を十分に聞きながら実施することが肝要である。

(3) 権限移譲に当たっての支援措置等

市町村に権限を移譲するに当たっては、事務に応じた財源を適切に措置することが基本となる。また、必要な場合の人的支援、その他の支援についても適切な措置が講ぜられる必要がある。

① 財源措置

「知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」により、市町村に権限を移譲した事務については、その財源措置として、「市町村及び広域連合に対する特例処理事務交付金交付要綱」により、移譲された事務を実施した翌年度に、均等割、人口割、面積割、件数割により算定した交付金を市町村に交付する。

② 人的支援

移譲に伴う人的措置については、①の財源措置のなかに人件費相当分が含まれるため、基本的に権限移譲を受ける市町村が自ら組織体制を整備し、必要な人材を確保することが原則となる。

ただし、移譲事務の処理に専門的知識や技術を必要とする等、県の定める県職員の派遣に係る方針に該当することとなる場合には、これに基づく派遣や、市町村職員の研修のための受け入れ等の人的支援について検討する。

③ その他の支援

- ・県は、必要に応じて市町村職員を対象とする説明会、研修会等を開催し、移譲事務についての理解を図る。
- ・県は、事務を引き継ぐに当たっては、必要に応じて事務処理マニュアルを作成する 等、適切な事務引継ぎを行う。
- ・県は、権限移譲後においても、市町村からの相談等に適切に対応し、要望に応じて助言等を行う。

(4) 県と市町村の役割について

① 市町村への権限移譲、委託等を原則として推進すべき事務

- ア 住民の福祉の増進を目的とする、各種事業の実施、施設の設置、経営、管理
- イ 市町村の多様な施策展開を可能にし、市町村の自立促進につながる事務
- ウ 市町村が担うことが事務処理の迅速化につながる事務
- エ 住民に身近な事務、住民サービスの向上につながる事務
- オ 住民にとって分かりやすく、住民の利便性の向上に結びつく事務
- カ 地域の実情に即した事務

② 広域連合への権限移譲、委託等を原則として推進すべき事務

- ア 市町村が担うべき趣旨に適っているが、複数の市町村にまたがる事務
- イ 住民に身近な事務であって、事務処理の効率性、統一性等の観点から、広域に おいて処理することが適当な事務

③ 市町村、広域連合に権限移譲、委託等をすることが難しい事務

ア 事務の規模が大きいため、これを処理するのに大きな財政力を必要とし、一般

の市町村の負担に耐えられない事務

- イ 事務の性質から高度な技術力や専門的な能力を必要とするため、一般の市町村 でそのようなスタッフを確保して事務を処理することが、困難又は非効率的であ ると思われる事務
- ウ 市町村の区域を越えて全県的に実施すべき広域事務
- エ 国、他府県、市町村間の調整等を要する事務
- オ 県全体の方向性を導く事務
- カ 広域にわたる社会資本整備、危機管理、産業政策、環境対策などに係る事務
- キ 件数が少ない等により、市町村毎に処理するよりも県が一括して処理したほう が効率的な事務

4 その他

県と市町村で重複して行っている事務について整理が必要

〔参考〕地方自治法第2条第6項

都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当っては、相互に競合しないようにしなければならない。

なお、権限移譲に当たっては、申請の受理から許可、指導、立入検査など、一連の事務 については一括して移譲することを原則とする。

第6 市町村への権限移譲等の今後の進め方

1 検討結果で「移譲に向けて希望する市町村と調整を行っていく」とした項目について 引き続き、県の担当課と希望市町村において移譲に向けた調整を行い、整ったものから条 例改正をしていく。また、追加で移譲を希望する市町村の有無についても照会を行う。なお、 調整の結果、希望市町村がなかった項目については再度整理をする。

2 検討結果で「引き続き検討を要する」とした項目について

県の担当課において再度課題を整理し、条件が整う項目については、「移譲に向けて希望 する市町村と調整を行っていく」項目に加え、1により調整を進めていく。

3 検討結果で「制度的に実施困難」とした項目について

制度を変更しても市町村が処理することが適当と判断する項目については、市町村への権限移譲を可能とするための制度変更や条件整備を国や知事会等へ働きかけていく。

なお、「有害鳥獣の駆除」や「農振農用地の除外」等、特に要望の強い項目については当面、現状の制度や事務の実態について引き続き周知に努めるとともに、現行制度の中で市町村の要望や意見を取り入れられるような仕組みについて検討を進めていく。

4 これまでに一部の市町村に移譲済みの項目について

一部市町村に移譲済みの農地転用許可について、毎年度新たな移譲希望を照会し、移譲を進めていく。

なお、一部市町村へ事務を移譲した後、当該事務を全市町村あるいは全市へ移譲することが適当と判断する場合には、市長会、町村会に協議をし、移譲に向けて調整を進めていく。

5 新たな移譲項目について

市町村が新たに移譲を希望する事務について、市町村に希望を照会し、希望のある事務について検討を行っていく。

6 その他

市町村との連携の強化、本庁から県の現地機関への権限委譲等について、検討会で出された項目あるいは今後の照会で出される項目について検討し、条件の整ったものから順次進めていく。

7 市町村希望等の照会について

上記1、4、5、6に係る市町村の希望、意見等については、定期的に行政改革課から全市町村に照会し、継続して検討を進めていく。